

はり・きゅうの費用を療養費（家族療養費）で請求する場合に、療養費（家族療養費）請求書〔整理番号34〕に添付する。

診療報酬領収済明細書（はり・きゅう用）

（ 5 月分，第 〇〇 回）

被 保 険 者 欄	組合員証記号番号		組合員氏名		住 所		
	公立鹿	2 3 4 5 6 7	共済 太郎		鹿児島市共済町2-2		
	療養を受けた者の氏名		性別	生年月日		続柄	
	共済 太郎		男・女	昭・平・令 〇〇年 ● 月 ○ 日		本人	
	発病の原因			〇〇〇〇〇〇			
	業務上・外，第三者行為の有無			1 業務上	2 第三者行為である	3 その他	
施 術 内 容	初療年月日	施術期間		実日数	請求区分	転 帰	
	〇年7月10日	自 ●年5月1日～至 ●年5月31日		3日	新規・継続	治ゆ・中止	
	傷 病 名	① 神経痛 2 頸腕症候群 3 頸椎捻挫後遺症 4 五十肩 5 リウマチ 6 腰痛症					
	初検料	1 はり 2 きゅう 3 はりきゅう併用		円	摘 要		
	施 術 料	はり			3,500円×3回=10,500円		
		きゅう			円× 回= 円		
		はり 電療 1	添付書類：医師が交付した「同意書（はり及びきゅう療養費用）」または「診断書（はり及びきゅう療養費用）」 各様式は厚生労働省HPから取得できます。 ・一の同意書（診断書）により療養費が支給可能な期間は6か月 ・支給可能期間終了後に更に施術を受ける場合は再度，医師の診察を受け交付を受けた同意書の添付が必要。 【短期給付に係る事務手続きの変更について（通知）平成31年3月13日付け公共鹿第1037号】				
	往療料						
	往療料						
	施術報告書交付料	（前回支給： 年 月分）		「施術報告書」は医師の再同意を受ける場合に， 施術者が医師に提供する。			
合 計			10,500円				
施術日 通院○ 往療◎	1 2 3 4 5 6 ⑦ 8 9 10 11 12 13 14 15 16 ⑰ 18 19 20 21 22 23 24 25 26 ⑳ 27 28 29 30 31						
施 術 証 明 欄	上記のとおり施術を行い，その費用を領収しました。 令和 ● 年 5 月 31 日 はり師，きゅう師 住所 鹿児島市共済町6-6 氏名 桜島 一郎 免許番号（1234号）						
備 考							

1 傷病名，初検料については，該当する項目を○で囲むこと。
 2 初診の日から6か月を超えて更に施術を受ける場合は，新たに医師の同意書の交付を受け，添付すること。